# 第4回川口市男女共同参画推進委員会

令和元年11月1日(金)14時00分 かわぐち市民パートナーステーステーション会議室

#### 次 第

1	開	$\triangle$
	<del>    </del>	7.

- 2 議事
- (1) 川口市DV対策基本計画(案)について
  - ア 第2章3計画の推進
  - イ 修正箇所について
- 3 報告事項
- (1) パブリック・コメント手続きの実施について
- (2) 平成30年度版川口市男女共同参画年次報告書について
- (3) レインボーさいたまの会からの要望書について
- 4 その他
- 5 閉 会

#### 配布資料一覧

資料No.1	川口市DV対策基本計画(案)	1
資料No. 2	DV対策庁内連絡会議について	2 9
資料No. 3	パブリック・コメント手続きの実施について	3 1
資料No. 4	レインボーさいたまの会からの要望について	3 3
別添資料1	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を	と改正
	する法律の公布について	

別添資料2 平成30年度版川口市男女共同参画年次報告書

資料No.1

# 川口市DV対策基本計画(案)

川口市

# 目 次

# 第1章 計画策定の趣旨

1	可画水足少月牙										
2	計画の性格と位	置付け					 				4
3	計画の期間						 				4
4	対象となる暴力	,					 				5
5	計画策定の経緯 (1) 国の動: (2) 埼玉県( (3) 川口市(	き の動き		• • • •	• • •		   • • •	· ·	• • •	•••	7 7 7 8
6	川口市における	配偶者等か	らの暴力の現場	犬と課題	Ī	•	 				ç
第2	章 計画の内	容									
1	計画の体系						 				1 5
2	施策の展開						 				1 6
	基本目標 1	DV防止の	ための意識啓発	Ě			 				1 6
	基本目標 2	被害者の発	見と相談体制				 				1 8
	基本目標3	被害者の安全	全確保と自立				 				2 (
	基本目標 4	関係機関との	の連携協力				 				2 3
3	計画の推進						 				2. 4

# 第1章 計画策定の趣旨

#### 第1章 計画策定の趣旨

#### 1 計画策定の背景

ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」\*1 という)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、どんな理由があったとしても決して許されるものではありません。

DVの被害者は女性が多く、DVを子どもに目撃させることは児童虐待にあたり、子どもの心身に深刻な影響を及ぼすことも見逃せない問題です。

その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識\*2 など社会の構造的な問題があり、これらは男女共同参画を推進する上で克服すべき重要な課題となっています。

また、DVは、家庭内や個人的関係において行われるため、外部からの発見が難しく、加害者に犯罪の意識が薄いという傾向があります。

本市では、平成25 (2013) 年に策定した「第2次川口市男女共同参画計画」\*3において、「基本目標II 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「川口市 DV 対策基本計画」(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」\*4という)第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」」として位置付けました。また、平成28 (2016) 年7月には、川口市配偶者暴力相談支援センター\*5を開設し、DV 防止と被害者支援に積極的に取り組んでいます。

今後も、関係各課・機関と連携を図りながら、本市における DV 防止と被害者支援をより充実したものにするため配偶者暴力相談支援センター開設後の体制及び国・県の状況を踏まえた新たな DV 対策基本計画を策定するものです。

#### \*1 DV (ドメスティック・バイオレンス)

直訳すると「家庭内の暴力」となる。「配偶者や恋人等の親密な関係にある、 又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われことが多い。なお、 暴力は身体的な暴力のほか精神的暴力、性的暴力も含まれる。

#### \*2 性別による固定的な役割分担意識

性別に関わらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性、という性別を理由として、役割を固定的に分けること。

#### \*3 第2次川口市男女共同参画計画

平成25 (2013) 年度に策定され、平成30 (2018) 年度に改訂された、男女共同参画に関する総合的な基本計画。

# \*4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (配偶者暴力防止法)

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とする法律。

#### \*5 川口市配偶者暴力相談支援センター

配偶者暴力防止法\*4第3条に基づき設置が都道府県に義務付けられ、市町村には努力義務となっている、被害者の支援を行う拠点施設。

#### 2 計画の性格と位置付け

- (1) この計画は、「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく 「市町村基本計画」に相当するものです。
- (2) この計画は、国の「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のため の施策に関する基本的な方針」\*6 に即し、「埼玉県配偶者等からの暴 力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」\*7 の内容を勘案して策定 したものです。
- (3) この計画は、「川口市男女共同参画推進条例」第7条の趣旨を踏まえ、「第2次川口市男女共同参画計画《改訂》」の課題7「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画として位置付けます。

#### 3 計画の期間

この計画期間は、令和2 (2020) 年度から令和6 (2024) 年度までの5年間とします。

\*6 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針

配偶者暴力防止法に基づいて国が告示した方針です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項、施策の内容に関する事項、施策の実施に関する重要事項が定められています。

\*7 埼玉県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次) 配偶者暴力防止法に基づき、「都道府県は基本方針に即した都道府県基 本計画を定めなければならない」とされていることから埼玉県の DV 対 策基本計画です。

#### 4 対象とする暴力

「配偶者暴力防止法」において対象とする暴力は、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)及び生活の本拠を共にする交際相手、さらにそれらを解消した相手から引き続き受けている暴力に限定されていますが、この計画では、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力についても対象とします。

また、暴力には身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、性的 暴力、経済的暴力、さらに子どもの目の前で暴力を振るうことも含 まれます。

「配偶者暴力防止法」では、被害者が男性の場合もこの法律の対象 となりますが、被害者は多くの場合女性であることから、女性被害 者に配慮した内容の前文が置かれております。

なお、本文中の被害者は女性、男性に関わらず対象となります。

#### 身体的暴力

殴ったり蹴ったりするなど、直接何らかの有形力を行使するもの

例) 平手で打つ・こぶしで殴る・足で蹴る・身体を傷つける可能性のある 物で殴る・殴るふりをして脅す・刃物を突きつけて脅かす・突き飛ば す・壁に叩きつける

#### 精神的暴力

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの

例) 大声でどなる・「誰のおかげで生活できるんだ」「役立たず」などと 言う・「別れたら自殺する」と脅す・何を言っても長時間無視し続ける。

#### 性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの

例) 見たくないのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる・ 嫌がっているのに性行為を強制する。

#### 経済的暴力

生活費を渡さない、仕事を無理やりやめさせて経済的自由を奪ったりするもの

例)外で働くなと言う・仕事をやめさせたりする。

#### 社会的暴力

人間関係や行動を監視、制限するもの

例) 実家や友達付き合いを制限する・電話や郵便物などを細かく監視する。

#### 子どもを利用した暴力

子どもの目の前で暴力をふるたり、子どもへの暴力をほのめかしたり するもの

例)子どもが見ている目の前で母親を殴ったり蹴ったりする。 子どもに危害を加えると言って脅す。

#### 5 計画策定の経緯

#### (1) 国の動き

国では、DVの防止と被害者の保護を目的に、平成13(2001)年に「配偶者暴力防止法」が制定され、DVを防止するとともに、被害者の自立支援を含め、その適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

「配偶者暴力防止法」が制定され、平成16 (2004) 年5月に1度目の改正が行われ、同年12月に施行とともに「基本方針\*6」が策定された。平成19 (2007) 年7月に2度目の法改正がされ、保護命令制度の拡充とともに、基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が、市町村の努力義務として規定されました。その後、平成20 (2008) 年1月に「基本方針」が改定され、都道府県と市町村の役割が明確化さました。さらに平成25 (2013) 年7月の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対策とされることとなりました。

#### (2) 県の動き

埼玉県では、「配偶者暴力防止法」の制定を受け、平成14(2002)年 「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」において「女性に対する暴力の 根絶」を基本目標の一つと位置づけました。

平成16 (2004)年の配偶者暴力防止法の改正を踏まえ、平成18 (2006)年度には「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定、平成29 (2017)年3月には「第4次配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

#### (3) 川口市の動き

本市では、平成24(2012)年に「川口市男女共同参画推進条例」を制定し、第7条(性別による権利侵害の禁止)の中で「何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない」ことを条文として定めました。また同条例の趣旨に基づき、平成25(2013)年に策定した「第2次川口市男女共同参画計画」において、「基本目標II 課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶」を「配偶者暴力防止法」第2条第の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置付けました。

平成28 (2016) 年7月には、DV被害者の身近な相談窓口として川口市配偶者暴力相談支援センターを開設し、配偶者からの暴力の防止と被害者の支援に取り組んでいます。

#### 6 川口市における配偶者等からの暴力の現状と課題

#### (1) 川口市の現状

DVに関する市民意識調査

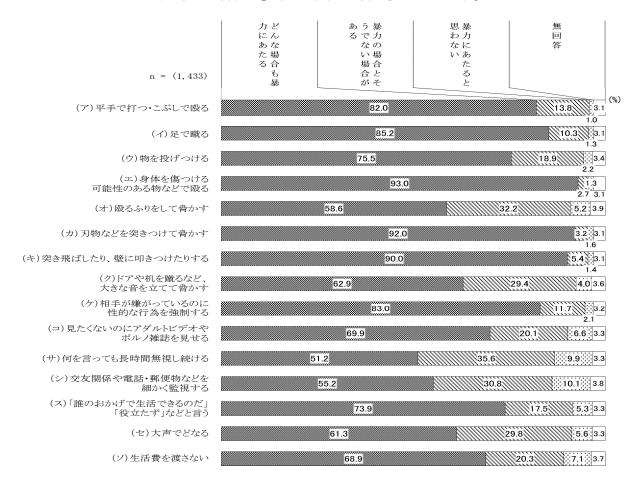
平成28 (2016) 年11月に実施した「川口市男女共同参画に関する市民意識調査」のうち、DVに関する回答結果は次のとおりでした。

#### 調査の概要

- ・調査対象 市内在住の満20歳以上の市民
- ・調査方法 4,000 人を住民基本台帳から無作為抽出
- ・有効回答 1,433 人 (男性:535 人・女性:819 人)

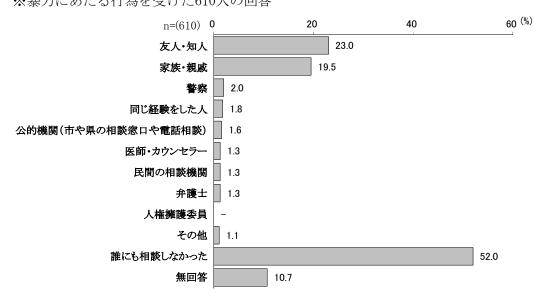
#### ①暴力にあたると思う行為

15の行為が暴力にあたるかどうか聞いたところ、「どんな場合も暴力にあたる」は[身体を傷つける可能性のある物などで殴る]が93.0%で最も高く、以下[刃物などを突きつけて脅かす](92.0%)、[突き飛ばしたり、壁に叩きつけたりする](90.0%)、[足で蹴る](85.2%)、[相手が嫌がっているのに性的な行為を強制する](83.0%)の順で続いています。



#### ②暴力を受けた際の相談先

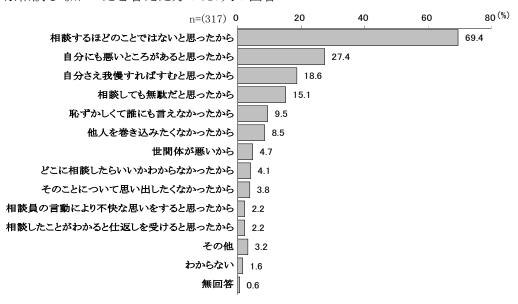
暴力と思う行為を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、[誰にも相談しなかった]が52.0%と過半数を占めています。相談した人の中では、[友人・知人]が23.0%で最も高く、次いで[家族・親戚](19.5%)となっています。 ※暴力にあたる行為を受けた610人の回答



#### ③暴力を受けた際、相談しなかった理由

暴力と思う行為を受けながら誰にも相談しなかった人にその理由を聞いたところ、[相談するほどのことではないと思ったから]が69.4%で最も高く、以下[自分にも悪いところがあると思ったから](27.4%)、[自分さえ我慢すればすむと思ったから](18.6%)、[相談しても無駄だと思ったから](15.1%)の順で続いています。

※相談しなかったと答えた方の317人の回答



#### (2) 市における女性相談件数

平成28 (2016) 年7月に女性相談窓口 (川口市配偶者暴力相談支援 センター) を開設してからの調査件数です。

DVに関する相談件数は、増加傾向にあります。



※H28 は7月から3月までの件数です。

#### (3) 課題

DVに関する相談は、平成28 (2016) 年7月からの3年間の比較をみても増加傾向にあります。一方で、市民意識調査の結果からは相談窓口の認知度が低いこと、また、暴力を受けていても、それが相談するほどのことでないと思っている人が多いことから、DVは潜在化しやすく、周囲も気が付かないうちに被害が深刻化する恐れがあることが見てとれます。

このようなことからも被害者の身近な相談窓口として、相談窓口(配偶者暴力相談支援センター)の周知に努めます。

また、DV被害者の安全な生活に向け、被害の把握から保護、自立に至るまで、関係各課と連携し、切れ目なのない支援体制の構築に努めます。

# 第2章 計画の内容

# 1 計画の体系

### 基本目標1 DV防止のための意識啓発

ODV防止のための意識啓発

## 基本目標2 被害者の発見と相談体制の強化

- ○早期発見のための通報の周知
- 〇相談窓口の周知
- 〇相談体制の充実

# 基本目標3 被害者の安全確保と自立

- 〇被害者の安全確保
- ○被害者の情報の保護
- 〇被害者の自立に向けた支援

# 基本目標4 関係機関と連携協力

〇関係機関との連携協力の充実

# 2 施策の展開

#### 基本目標1 DV防止のための意識啓発

#### 《課題》

配偶者暴力防止法の施行に伴い、DVについての認知度は高まっていますが、DVの背景には「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的役割分担意識\*8 があり、女性の経済的自立が妨げられるなど、社会構造的な問題があると言われています。

また、DVは家庭内や個人的な関係において行われ、外部から発見が難しく、加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。このため、周囲も気がつかないうちに被害が深刻化し、被害者の救済が難しい状況になりがちです。

DVを防止するためには、こうしたDVが起こる背景や構造を理解し、DVの種類や特徴などについても正しい知識が得られるよう、意識啓発や教育を進めていくことが必要です。特に家庭内に暴力のある状況は、子どもたちの心を深く傷つけるだけではなく、問題解決の手段に暴力を用いることや、暴力を容認することを無意識のうちに学習させてしまう恐れがあると指摘されています。

暴力の世代間連鎖を防ぐためにも、保護者をはじめ、学校や地域に向けて、 広く啓発活動をしていくことが重要です。

さらに暴力は重大な人権侵害であるとの認識や理解を広げ、社会の中で暴力を容認しない環境づくりが必要です。

DVを防止するため、啓発資料の配布や、男女共同参画の情報紙への記事の掲載、イベントにおいてチラシの配布を行うなど啓発に努めます。

#### \*8 性別による固定的役割分担意識

性別に関わらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも かかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けること。

事業の概要	関係課
施策① 男女共同参画社会への推進	
被害者の多くは女性です。その背景には性別による	協働推進課
固定的な役割分担意識等の社会的な問題があげられま	
す。	
男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる場におい	
て、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会に実現	
を目指す。	
● ●情報紙への掲載	
◆市のホームページへの掲載	
◆男女共同参画イベントや講演会をとおし啓発を行う	
施策② DV防止啓発事業の充実	
DVとはどのようなものか、DVによりどのような	協働推進課
状況におかれているのか、また、DVは犯罪であり重大	
な人権侵害であることについて、市民一人ひとりが身	
近な問題として考えてもらう。 	
▼ 同 和 本 N の 記 争 の 1	
<b>▼</b> D V バイル展示 ◆ポケットティッシュの配布	
◆職員は缶バッジに啓発シールを貼付し着装	
▼個員は山バグンに否定フールを知りし有表	
   施策③ 教育の場における啓発の推進	
児童や生徒等に人権尊重の観点から互いを認め合	協働推進課
い、男女共同参画社会についての考え方を育成する。	学務課
◆幼児用啓発紙「いろいろがたのしい」の配布	
◆中学生用啓発紙「カラフル」の配布	

#### 基本目標2 被害者の発見と相談体制の強化

#### 《課題》

DVは、被害者本人がDVであると気づきにくく、DVを受けていることが分かっていても相談しづらいため、潜在化しがちなことから、通報による早期発見も大切です。

市民意識調査では、暴力を受けた際、誰かに相談したか聞いたところ、「誰にも相談しなかった」が52.0%と過半数を占めており、相談しにくいのが現状です。

周囲の方がDVに気が付いた場合は、本人の意思を尊重した上で「配偶者暴力相談支援センターまたは警察官に通報するよう努めなくてはならない」と配偶者暴力防止法第6条に規定されていますが、周知が図られていません。

川口市では平成28年(2016)7月より配偶者暴力相談支援センターを開設し、身近な相談窓口として女性相談員を設置し、DV被害の相談から自立支援に至るまで、様々な相談を受けております。

そのほか、母子の相談や地域保健センターの相談、教育相談等からDVが発覚し、DV相談につながる場合もあります。

配偶者暴力相談支援センターの設置後、相談件数は年々増加傾向にあります。

一人でも多くの被害者が適切な相談先につながり、必要な情報や支援が受けられるよう、様々な手段を使って川口市配偶者暴力相談支援センターを通じ案内を行っております。特に、特別な配慮を必要とする高齢者、障害者、外国籍の市民については、どのような状態で、どんな支援を望んでいるか、庁内関係各課と連携し対応しております。

どのような状況においても被害者の立場に立った相談と切れ目のない支援を行うよう、関係各課と連携しながら対応をしていきます。

	事業の概要	関係課
施策①	早期発見のための通報	
	市民や医療機関及び福祉関係者、または子どもや被	市民相談室
	害者である保護者と接する機会の多い教職員や保育	生活福祉課
	士、地域保健センターなどに配偶者暴力相談支援セン	子育て相談課
	ターの周知に努める。	保育入所課
		地域保健センター
	◆配暴センターのチラシや啓発用カードを各課へ配布	学務課
	し、DV被害者へ手渡しをお願いしている。	
施策②	配偶者暴力相談支援センターの周知	
	平成28年(2016)7月より配偶者暴力相談支援セン	協働推進課
	ターを開設し、身近な相談窓口として女性相談員を設	
	置し、DV被害者の相談を受けている。	
	◆市のホームページに掲載	
	◆公共機関の女性トイレに啓発カードを設置	
	◆学校や保育所にチラシの配布	
施策③	相談体制の強化及び充実	
	配偶者暴力相談支援センターと関係各課と連携し、	
	DV被害者の相談体制及び連携の充実を図る。	
	◆子どもがいる場合	子育て相談課
	◆貧困女性の場合	生活福祉課
	◆障害者の場合	障害福祉課
	◆65歳以上の高齢者の場合	長寿支援課
	◆外国籍の方で通訳が必要な場合	協働推進課
	◆被害者の置かれている状況により、関係課と連携し対応す	及び関係課
	<u>3.</u>	
	子どものいる場合や貧困女性、障がい者や高齢者、外国籍で	
	通訳が必要な方など。	
	男性被害者からの相談	
	相談件数が少ないものの、支援が必要となるケース	協働推進課
	もあるため相談を受ける体制を取っている。	
		l .

# 加害者からの相談

加害者の相談は知識経験者の助言が大切なため、今 後、調査研究を進める必要がある。

協働推進課

#### 基本目標3 被害者の安全確保と自立

#### 《課題》

被害者からの相談を受けている時点から、何よりも優先させなければならないのが被害者の安全確保です。特に身体的な暴力が激しい場合や、加害者の追及が執拗な場合は、必要に応じて警察<u>や児童虐待が疑われる場合は、児童相談所</u>と連携した安全確保に努めなければなりません。

また、被害者の安全が脅されることのないよう、警察への相談や保護命令 制度に関する情報提供など、適正な助言をすることが必要です。

さらに、被害者に関する情報の保護や管理にも細心の注意を払うことも必要です。

被害者が加害者の元を離れ、避難した場合に、住民基本台帳の閲覧制限\*9 や住民票の写し等の交付、関係各課での手続きなどから避難場所が加害者に 特定されないよう、被害者の情報の保護を徹底しなければなりません。

また、被害者に子どもがいる場合は、子どもに関する手続きについても情報管理の徹底を図るのも大切です。

被害者がそれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した安全な生活を 始めるためには、住宅の確保をはじめ、経済的基盤の確立、子どもの養育、 心のケア、母子家庭に対する支援制度などの様々な支援が必要になります。

被害者の状況は多様であるため、それぞれの被害者の状況に応じた適切な 支援を切れ目なく行えるよう、様々な施設や制度を活用したきめ細かい支援 が必要になります。

#### \*9 住民基本台帳事務における支援措置

住民基本台帳支援措置の申出をした場合、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの 交付、戸籍の附票の写しの交付を制限し、被害者の情報を保護する制度。

事業の概要	 関係課
施策① 相談時における安全確保のために	123 171 187
被害者の相談は、加害者にわからないよう十分配慮し、相談場所を案内する。	協働推進課 及び関係課 生活福祉課 子育で相談課
施策② 被害者の保護及び緊急的な一時避難への対応 面談相談により被害者が一時保護を希望し、保護が 必要と判断した場合は埼玉県婦人相談センターへ依頼 をする。事情により一時保護が受け入れられない場合 は、被害者の状況に応じて、高齢者や障害者支援等の 各施策に基づく避難先や協定を締結した安全な緊急一 時避難先 (本テル避難) 等、適切な避難への対応を行 う。	協働推進課 及び関係課 生活福祉課 障害福祉課 長寿支援課 子育て相談課
施策③ 被害者に関する個人情報の保護 被害者の転宅にあたり住居地が加害者にわからないよう住民基本台帳の支援措置制度の説明を行う。 また税金関係や健康保険、年金などからも居場所が特定されないよう助言する。  ◆住民基本台帳事務における支援措置 ◆マイナンバー制度の危険性	協働推進課市民課
施策④ 被害者の自立支援     被害者の自立を促すため、就労の促進、援助について必要な情報を提供する。     ◆自立サポートセンターへの案内     ◆ハローワークへの案内	協働推進課 生活福祉課 子育で相談課

施策⑤	保護命令制度の利用助言	
	身体的暴力や命の危険や脅迫を受け、加害者の追及の	協働推進課
	恐れがある場合に利用できる保護命令制度*10 ににつ	
	いて情報提供と助言を行う。	
施策⑥	加害者からの追及に対する対応	
施策⑥	加害者からの追及に対する対応 加害者の追及に対しては、関係した各課と連携し、情	協働推進課
施策⑥		協働推進課 及び関係課
施策⑥	加害者の追及に対しては、関係した各課と連携し、情	
施策⑥	加害者の追及に対しては、関係した各課と連携し、情報の共有を行い、加害者の追及が執拗であれば警察と	及び関係課

#### \*10 保護命令制度

被害者が配偶者からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫によって、生命または身体に重大な危害を受ける恐れがある場合、裁判所が配偶者に対して被害者への接近禁止や住民からの退去などを命令する制度。

## 基本目標4 関係機関と連携協力

#### 《課題》

被害者の支援には、関係機関及び関係各課が相互に連携し、協力する体制が必要です。川口市では「DV対策庁内連絡会議」を設置し、配偶者暴力相談支援センターを中心に、庁内関係各課の連携強化を図っています。

今後も、常に適切な被害者支援が出来るよう庁内連携を強化するとともに、 他市町村から避難してきた被害者又は他市町村への避難する被害者への支援や引継ぎを適切に行う必要があります。

	事業の概要		
施策①	DV対策庁内連絡会議の充実		
	DV相談または支援に関係する担当者による「DV	協働推進課	
	対策庁内連絡会議」を開催するとともに、必要に応じ	関係各課	
	て、関係各課との情報の共有化し連携を図ります。		
	◆DV対策庁内連絡会議		
施策②	警察や埼玉県、他市町村等との連絡の強化		
	被害者の安全を図るための警察の支援について理	協働推進課	
	解し連携を図り、また、子どもへの虐待が疑われる場		
	<u>合は児童相談所も</u> 相互に連携協力した被害者支援を		
	行います。		
	被害者の避難に関係する他市町村との連携や引継		
	ぎについても適切に行います。		

# 3 計画の推進

この計画の推進にあたっては、「DV対策庁内連絡会議」が中心となり、計画に掲載された施策及び事業に関係する担当部署がそれぞれ協力しながら取り組むとともに、有識者や市民で構成する「川口市男女共同参画推進委員会\*11」に意見を求めます。

また、この計画の見直しについては、計画期間をとおした取り組みの進捗状況や社会情勢の変化、市民の意識や市の他の計画の状況などを勘案しながら、計画最終年度の令和6 (2024) 年度に検討します。

なお、計画期間中であっても、「配偶者暴力防止法\*4」や「基本方針\*6」、「埼玉県DV基本計画\*7」など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

#### \*11 川口市男女共同参画推進委員会

川口市男女共同参画推進条例第15条に基づき、平成24 (2012) 年7月1日に設置された市の附属機関。基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議することを目的とする。

## DV対策庁内連絡会議 について

- 1 設 置 平成26年度
- 2 目 的 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、川口市男女 共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、 関係部課相互の連絡調整を行い、適切かつ迅速な対策を推進する ため設置。
- 3 所掌事務
  - (1) DV対策のための施策の推進に関すること。
  - (2) DV対策のための問題の調査及び研究に関すること。
  - (3) DV対策のための啓発に関すること。
  - (4) 関係部課との連絡調整に関すること。

#### 4 委員構成

1	市民相談室
2	市民課
3	芝支所
4	生活福祉1・2課
5	長寿支援課
6	障害福祉課
7	子ども育成課
8	子育て相談課
9	保育入所課
1 0	国民健康保険課
1 1	地域保健センター
1 2	医療センター
1 3	指導課
1 4	学務課
1 5	協働推進課

#### パブリック・コメント手続きの実施について

#### 1 趣 旨

「川口市DV対策基本計画」の策定にあたり、広く市民からの意見等を募集するもの

#### 2 意見対象

「川口市DV対策基本計画(案)」の内容

3 募集期間

令和元年11月28日(木)から12月27日(金)

- 4 公開方法
  - ① 市ホームページに掲載
  - ② 協働推進課及び市政情報コーナーでの閲覧
- 5 意見を提出できるかた
  - ① 市内に住所を有するかた
  - ② 市内に事務所又は事業所を有するかた
  - ③ 市内の事務所又は事業所に勤務するかた
  - ④ 市内の学校に在学するかた
  - ⑤ 本市に対して納税義務を有するかた
  - ⑥ そのほか、パブリック・コメント手続きに係る事案に利害関係を有するかた
- 6 意見の提出方法
  - ① 文書の持参
  - ② 郵送(当日消印有効)
  - ③ FAX
  - ④ 電子メール
- 7 結果の公表

意見の募集終了後、提出された全ての意見について公表

8 その他

意見の募集については、広報かわぐち12月号に記事を掲載予定

#### レインボーさいたまの会からの要望書について

「川口市の性的少数者に関する取り組み推進と性的少数者にフレンドリーな川 口市を目指す要望書」の提出がありました。

- 1 要望者 レインボーさいたまの会 チーム川口
- 2 受理日 令和元年7月30日
- 3 要望内容
  - (1) 公文書上の不必要な性別欄を削除する。
  - (2) 同性等パートナーの公営住宅の入居を可能にする。
  - (3) 同性等パートナーの救急搬送時の情報照会及び公立病院での手術の同意ができることを関係機関と確認し、住民に周知する。
  - (4) 同性等パートナーをもつ職員が休暇等を取得できるようにする。
  - (5) 相談窓口を設置する。
  - (6)公立学校における男女混合名簿を全面的に導入する。
  - (7)公立学校における制服(標準服)などの選択制を導入する。
  - (8) 公立学校における校内の全教職員研修の実施を徹底する。
  - (9) 災害時、防災において性的マイノリティに対する支援計画を立てる。
  - (10) 可能となる性的マイノリティに関する施策をまとめ周知する。
- 4 対 応 関係各課に通知し、要望書の検討を行い、可能なものは適時 取り組みをお願いしている。